令和4年第2回八街市教育委員会定例会議事日程

令和4年2月21日(月) 午後 2時00分 団体研修室

定例会

- 第1 教育長開会宣言
- 第2 議事録署名人の指定
- 第3 教育長報告
- 第4 議 題
 - (1) 前回議事録の承認について
 - (2) 議決事項
 - 議案第1号 八街市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について
 - 議案第2号 八街市教育センター運営委員会規則の一部を改正する規則について
 - 議案第3号 八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する 規則について
 - 議案第4号 八街市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について
 - 議案第5号 八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部を改 正する規則について
 - 議案第6号 八街市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則 について
 - 議案第7号 八街市教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第8号 八街市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第9号 八街市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第10号 八街市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第11号 八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部を改正する告示について

(3)報告事項

- 第1号報告 令和3年度八街市一般会計教育費予算の補正について
- 第2号報告 学校給食用食材の放射性物質検査の廃止について
- 第3号報告 八街市学校給食用物資納入業者登録要綱について
- 第4号報告 八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部
 - を改正する規則について
- 第5号報告 八街市佐倉南高等学校定時制教育振興会補助金交付要綱について

第5 その他

(1) 各課等からの伝達事項

八街市教育委員会議事録

令和4年第2回定例会

期 日 令和4年2月21日(月) 開会 午後 1時54分 閉会 午後 3時18分

場 所 団体研修室

教育長及び	教	育	長	加皇	身利	佳	信
出席委員	教育長職務代理者			Щ	田	良	子
	委		員	並	木	光	男
	委		員	吉	田	昌	弘
	委		員	橋	爪	通	代
山 帝 兴 昌	枞	李 》	E.	月 月		事 主	色化

教 育 次 長 出席職員 関 貴美代 教育総務課長 井 口 安 弘 学校教育課長 鈴 木 浩 明 社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長 小 川 正 一 スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長 秋 葉 忠 久 図 書館 長 森 政 幸 学校給食センター所長 川津和久 教育総務課副主幹(事務局) 廣 塚 本

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和4年第2回八街市教育委員会定例会議を開会します。 本日の出席委員は全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に吉田委員と橋爪委員を指定します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を関教育次長よりお願いします。

○教育次長

資料の1ページをご覧ください。

令和4年1月25日から2月20日まで、教育長が出席しました主な行事についてご報告いたします。

1月25日八街市議会議場にて、令和3年度八街っ子夢議会に出席いたしま した。コロナ禍で、今回初めてオンラインで開催いたしましたが、八街中学校、 中央中学校、黎明高校が残念ながら休校のため欠席でした。

参加された児童生徒は、25名で、八街市の未来について、子ども達の目線 から考えた質問がありました。

1月26日大会議室にて、第3期八街市通学路交通安全対策連絡会議に出席いたしました。内容は、通学路緊急一斉点検で挙げられた150箇所について現状報告がありました。

2月2日特別会議室にて、令和3年度第1回八街市総合教育会議に出席いた しました。委員の皆さまも出席いただきました。お疲れ様でした。

2月15日八街市議会議場にて、本会議令和4年3月議会開会に出席いたしました。今回提出された議案等22件、一般質問の通告が10人の議員からあり、内5人が文書によるものでした。なお、この議会は、新年度予算の審査を伴う議会です。

2月18日八街市議会議場にて、本会議一般質問に出席いたしました。教育委員会関係では、「通学路緊急一斉点検の整備状況について」、「児童の交通安全教育について」、「小中学校等教育機関における業務継続計画は」など4名の議員から質問がありました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等ありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 議題

(1) 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

1月24日に開催しました第1回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

(2) 議決事項

○教育長

続いて、議決事項を議題とします。はじめに、議案第1号 八街市教育委員 会行政組織規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第1号「八街市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」 ご説明いたします。資料の2ページから5ページまで、及び別冊「教育委員会 関係規則等の整備に係る新旧対照表」の1ページから17ページまでをご参照 ください。

市全体の組織の見直しについては、市民サービスの向上等を最優先課題として、業務の合理化・最適化等を図るため、昨年度から検討を進めてきました。

昨年10月に開催された、行財政改革推進本部の本部会議において、見直しの方針が決定され、その決定に基づいて、現在、それぞれの部局で関連する規則等の改定手続きが進められております。

教育委員会においても、教育委員会の行政組織について規定する「教育委員会行政組織規則」の一部に、所要の改正が必要となりました。

教育委員会規則の改廃については、教育委員会行政組織規則第8条第2号の 規定により、教育委員会の会議の議決事項となっておりますので、本定例会議 に上程し、議決を求めるものです。

今回の主な改正点については、1つ目は、教育委員会の事務局に部を設置し、 教育部とすること。2つ目は、教育部に部長を置き、教育次長を置かないこと とすること。3つ目は、代決権がなく、全員がスタッフとなる班制を廃止して、 代決権のある係制に移行すること。4つ目は、係制への移行に合わせて、職員 に係長を置くことの4点です。

このほかに、本文がない条文を削除して、規則全体の整理を行い、文章による標記を表に変更するなど、規則全体を読みやすくするための改正も併せて行

いたいと考えております。

それでは、新旧対照に沿って、改正内容を説明させていただきます。 新旧対照表の1ページ・2ページをご覧ください。

はじめに、改正前の第3条から第5条まで 削除の本文を削除いたします。 これにより以降の条を繰り上げることになり、改正前の第6条を第3条に繰り 上げます。

次に改正前の第8条第10号の、教育次長を部長に改め、第5条とします。 続きまして、3ページ、4ページをご覧ください。改正前の第9条から第1 1条まで条の繰り上げを行い、改正前第12条の規則の条文に第8条を第5条 に改め、第9条とします。改正前第13条の、教育次長を部長に改め、第10 条とし、改正前第14条 削除の条文を削除します。

続きまして、5ページ、6ページをご覧ください。改正前第15条の表題と 条文を、教育部の設置及び係制の移行に伴い変更し、表についても変更し、第 11条とします。改正前15条の2、第16条についても教育部の設置及び係 制の移行に伴う変更を行い、条を繰り上げます。改正前第17条については、 教育部の設置により教育機関の所属先を明記し改め、第14条とします。新た に教育機関の事務分掌について加え、第15条とします。改正前第18条、第 19条についても、組織改正による変更を行い条を繰り上げております。

続きまして、7ページ、8ページをご覧ください。改正前第20条については、係長の職を追加し、同条3項について新たに明記し、第18条とします。 改正前第21条 削除、第22条 削除の条文を削除し、改正前第23条から 第25条まで条の繰り上げます。施行期日は令和4年4月1日からとなります。

9ページ、10ページをご覧ください。附則第2項について、教育部の設置により職員の所属について、みなし規定とし、新たな辞令の交付は行いません。続きまして附則3項から7項については、非常勤職員に関しての記述で、引用している規則について、条文ずれに伴い附則の中で改正します。第8項から第10項につきましては、教育委員会行政組織規則の担当課長、教育機関の長についての記述で、引用している規則について、同様に条文ずれに伴い附則の中で改正します。

11ページから17ページにつきましては、教育総務課庶務班が教育総務課総務課係に変更し、教育総務課総務係の事務分掌に教育部の主管課として「(25)主管課の事務に関すること。」を追加しました。その他の課については、班が係に代わるものです

なお、この規則を含め、今回、定例会議に上程させていただいた規則等については、全て市の内部における例規審査が完了しております。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

○委員

今回の改正で1番大きなメリットはどういうところにありますか。

○教育総務課長

今回の見直しは、市の組織改正として、市民サービス部門の体制を強化する ため、現在の市民部を3つに分け、それに伴い、総務部を整理することがおお まかなものです。

第1庁舎の1階、総務部課税課と納税課を市民部へ移行し、市民課と国保年金課と併せ、利用者に対する対応の迅速化や業務の効率化を目指し、将来的な総合窓口を検討することとしました。現在の市民部の中の社会福祉課、高齢者福祉課、障がい福祉課を、新たに福祉部として新設し、福祉に対するきめ細やかな福祉サービス提供を行う体制とします。同じく健康増進課と子育て支援課を新たに、健康子ども部として新設し、現在、学校教育課で行っている市立幼稚園の受付窓口を、子育て支援課に移管し、幼保の窓口業務の一元化を行い利用者の利便性を向上し体制強化を図ります。建設部については、都市計画課と都市整備課の統合を行い、業務の効率化を図ります。経済環境部については変更ありません。

教育委員会については、他市町についても同様な組織体制としており、組織的に大きくなった場合も想定し、教育部の設置を行い、教育次長を教育部長としました。

○教育長

他にご質問等はありますか。

<質疑等なし>

私から確認ですが、今までは八街市教育委員会学校教育課でしたが、今後は 八街市教育委員会教育部学校教育課となりますか。

○教育総務課長

対外的にはそのようになります。

○教育長

他に質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 <異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、

可決することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 八街市教育センター運営委員会規則の一部を改正する 規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第2号「八街市教育センター運営委員会規則の一部を改正する規則について」ご説明します。資料の6ページと、新旧対照表の18ページをご覧ください。

組織の見直しにより、教育部を設置することに伴い、第6条中の教育委員会 学校教育課を教育部学校教育課に改めるため、改正する規則を本定例会議に上 程し、議決を求めるものです。教育委員会規則等については、今回の改正以降、 課の名前の前に、教育委員会の標記をしないことを、統一することとしており ます。また、施行期日については、他の規則等と同様に、令和4年4月1日と しております。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第2号について、 可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号 八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正 する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第3号「八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規 則について」ご説明いたします。

資料の7ページと、新旧対照表の19ページ・20ページをご覧ください。 組織の見直しによる、班制から係制への移行と、係長の設置に伴い所要の改 正を行うため、改正する規則を本定例会議に上程し、議決を求めるものです。 なお、改正内容については、新旧対照表のとおり、第2条第1項中の管理業務 班を管理業務係に改め、第2条の2に係長を追加し、文章標記から表に改め、 第2条の3において、辞令の発令によって配置が決定される係長は別として、 それ以外の職員の配置と事務分掌は、館長が決めることとするものです。また、 施行期日については、他の規則等と同様に、令和4年4月1日としております。 以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろ しくお願いします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第3号について、 可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号 八街市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第4号「八街市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する 規則について」ご説明いたします。

資料の8ページと、新旧対照表の21ページ・22ページをご覧ください。 組織の見直しによる、班制から係制への移行に伴い所要の改正を行うため、 改正する規則を本定例会議に上程し、議決を求めるものです。

なお、改正内容については、新旧対照表のとおり、第3条中の管理班・奉 仕班を管理係・奉仕係に改めるものです。また、施行期日については、他の規 則等と同様に、令和4年4月1日としております。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第4号について、 可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号 八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一

部を改正する規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第5号「八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則の一部を改 正する規則について」ご説明いたします。

資料の9ページと、新旧対照表の23ページをご覧ください。

組織の見直しによる、班制から係制への移行に伴い所要の改正を行うため、 改正する規則を本定例会議に上程し、議決を求めるものです。

なお、改正内容については、新旧対照表のとおり、第2条中の班を係に、管理班を管理係に改めるものです。また、施行期日については、他の規則等と同様に、令和4年4月1日としております。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第5号について、 可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号 八街市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する 規則についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします

○学校給食センター所長

議案第6号「八街市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則について」説明いたします。

資料は、議案資料の10ページと、新旧対照表の24から32ページをご覧ください。「八街市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則について」です。

規則につきましては、市全体で組織改編に伴う関連例規の改正が進められているところですが、学校給食センターにおきましては、組織の改編以外にも、 見直すべき条文がありましたので、これを併せて改正しようとするものです。 改正内容は、大きく2点あります。

1点目は、現行の規則では、「第1章 総則、第2章 業務、第3章は既に 削除、第4章 組織及び事務分掌、第5章 運営委員会、第6章 雑則」とい うように、章立てした条文構成をしておりましたが、通常は、この程度の容量 の規則では、章立ては用いないため、章立てを解消するものです。

2点目は、調理業務を直営で行っていた頃の「規定」が残っていたり、解り にくい、または、見にくい表記があったため、実情に合わせたり、分かり易く するための改正を行うものです。

次に、各条文に沿って説明いたします。

改正後の第2条 給食供給施設について、別表で記載していたものを本文中に組み込み、併せて、「調理能力の不足その他の事由により、給食の供給が著しく困難となる施設がある場合は、当該施設の給食の供給を外部に委託することができるものとする。」として、万一の場合には、給食の供給そのものを外部委託できるようにしました。

次に、第3条では、幼稚園給食の配食業務も行っていることから、幼稚園長 を追加し、これを含めて「校長等」と表記しました。

第4条 給食の変更、停止等では、予定表に変更が生じる場合において所長 へ報告すべき事由の具体例を、第1号から第4号に分けて示しました。

第5条 献立表の交付では、献立表の交付時期が示されていなかったため、 「実施する月の前月の末日までに」を加えました。

第7条は、組織改編により、班制から係制への変更に伴う改正と、「食器、 食缶等の洗浄、消毒及び保管に関すること。」という調理業務に当然含まれる 内容を削除しました。

第8条 職員の職及び職務では、旧規則において、「職制」、「所長等の職務」、 所長以外の「職員」、「職員の職務」と4つの条文に分けて記載していたもの を、1つの条文にまとめ、表を組み入れて所長をはじめとする全ての職員の 「職」及び「職務」を分かり易く記載しました。

その他の改正内容につきましては、概ね、条番号の整理に関するものですが、 旧第13条(施設、設備の毀損等の報告)につきましては、他の教育施設等に おいては同様の規定がなく、また、当然行うべき事務ですので、今回、削除す ることとしたものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。 <質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第6号について、 可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号 八街市教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第7号「八街市教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令について」 ご説明いたします。

資料の14ページから16ページまでと、新旧対照表の33ページから41ページまでをご参照ください。

今回、組織の見直しと併せて、許認可、契約書など、権利義務を生じる文書や市から外部に発出する文書に押印する公印以外は全て廃止することになりました。

教育委員会においても、市長部局と同様に公印を廃止するにあたり、所要の 改正を行うため、改正する訓令を本定例会議に上程し、議決を求めるものです。

具体的な改正内容は、教育次長印、教育総務課長印、学校教育課長印、社会教育課長印、スポーツ振興課長印、教育センター所長印及び教育支援センター所長印を廃止し、ひな形番号を繰り上げるものです。

なお、各教育施設、各小中学校及び各幼稚園の長の印については、卒業証明書その他の外部に発出する文書に押印することが想定されますので、廃止はしません。

また、施行期日については、他の規則等と同様に、令和4年4月1日として おります。以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほ ど、よろしくお願いします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

< 異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第7号について、 可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号 八街市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第8号「八街市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」 ご説明いたします。

資料の17ページと、新旧対照表の42ページから51ページまでをご参照ください。

今回、組織の見直しに伴い、所要の改正を行うため、改正する訓令を本定例会議に上程し、議決を求めるものです。

なお、改正内容については、新旧対照表のとおり、本文中と共通専決事項を 規定する表中の、教育次長を部長に改めると伴に、第2条第5号及び6号中の 教育委員会行政組織規則の引用条文を、同規則の改正内容に合わせて改めるも のです。

具体的には、これまでの教育次長決裁が、部長決裁に変わります。

また、施行期日については、他の規則等と同様に、令和4年4月1日として おります。以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほ ど、よろしくお願いします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第8号について、 可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号 八街市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第9号「八街市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について」 ご説明いたします。

資料の18ページと、新旧対照表の52ページから54ページまでをご参照ください。

組織の見直しに伴い、所要の改正を行うため、改正する訓令を本定例会議に 上程し、議決を求めるものです。

なお、改正内容については、新旧対照表のとおり、第2条第2号及び3号中 の教育委員会行政組織規則の引用条文を、同規則の改正内容に合わせて改め、 第6条第1項中の教育次長名を部長名に改め、別表第1中、指導室を除いて、 班を全て係に改めるものです。

また、施行期日については、他の規則等と同様に、令和4年4月1日として おります。以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほ ど、よろしくお願いします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第9号について、 可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号 八街市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第10号「八街市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

資料の19ページと、新旧対照表の55ページ・56ページをご覧ください。 組織の見直しに伴い、第17条・18条中の教育次長・教育委員会学校教育 課長を部長・教育部学校教育課長に改めるため、改正する訓令を本定例会議に 上程し、議決を求めるものです。

なお、施行期日については、他の規則等と同様に、令和4年4月1日として おります。以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。ご審議の ほど、よろしくお願いします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第10号について、 可決することに決定いたしました。

次に、議案11号 八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実

施要綱の一部を改正する告示についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第11号 八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部改正について、ご説明させていただきます。

八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱(平成23年教育委員会告示第2号)のうち、別表第2修学旅行費の項中「21,890」を「22,690」に改める。

附則としまして、(施行期日) 1 この告示は、公示の日から施行し、令和 3年4月1日から適用する。(経過措置) 2 この告示の施行日前に、既に令和 3年度の修学旅行費の援助を受けている要保護者及び準要保護者に対して、この告示による改正後の修学旅行費の援助との差額を支給する。に改めるものでございます。

詳細につきましては、就学援助費の要保護児童生徒補助金交付要綱の補助対象経費を国の基準額と同額にするものです。

施行期日は、令和3年4月1日からです。以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第11号について、 可決することに決定いたしました。

(3)報告事項

次に報告事項を議題とします。

第1号報告 令和3年度八街市一般会計教育費予算の補正について事務局の 報告をお願いします。

○学校教育課長

それでは、第1号報告 一般会計教育費予算の補正について、ご説明します。 令和3年度八街市一般会計補正予算書15ページをご覧ください。

はじめに歳入についてご説明します。

16款国庫支出金 2項国庫補助金 5目教育費国庫補助金につきまして

は、補正前の額から959万7千円を減額し、補正後の額を1億220万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

1節小学校費補助金11万8千円の減額は、特別支援教育就学奨励費の収入 見込額に基づき50万円の減、公立学校情報機器整備事業補助金の収入見込額 に基づき38万2千円の増によるものです。

2節中学校費補助金7千円の減額は、特別支援教育就学奨励費の収入見込額に基づき75万円の減、公立学校情報機器整備費補助金の収入見込額に基づき74万3千円の増によるものです。

4節学校保健費補助金947万2千円の減額は、学校保健特別対策事業費補助金 収入見込額に基づき872万2千円の減、教育支援体制整備事業費交付金 収入見込額に基づき75万円の減によるものです。

○社会教育課長

続きまして、予算書17ページをご覧ください。

17款 県支出金 2項 県補助金 8目 教育費県補助金ですが、補正前の額から13万7千円を減額し、補正後の額を216万にしようとするものです。

1節 社会教育費補助金で、青少年相談員活動費補助金1万5千円の減額は、 千葉県青少年相談員活動補助金として、一人当たり5,000円×定数の40 名で予算計上しておりましたが、3名減の37名で確定したため減額するものです。

次に学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金12万2千円の減額は、市内5小学校で児童の安全・安心な居場所を確保するため「放課後子ども教室」を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止から、一時的に休校したことで指導員謝礼等を減額するものです。

○教育総務課長

続きまして、歳出についてご説明いたします。

補正予算書の5ページをご覧ください。

9款 教育費につきましては、補正前の額から2千772万8千円を減額し、 補正後の額を25億8千886万9千円にしようとするものです。

今回の補正予算は、主に、今年度の支出見込額に基づき、執行残額を減額しようとするものです。なお、各項ごとの内容については、5ページに記載のとおりです。

続きまして、各目の補正内容についてご説明いたします。

補正予算書の37ページをご覧ください。

9款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局につきましては、補正前の額に40万円を増額し、補正後の額を3億3千240万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費40万円の増額は、業務量の増加に伴い、時間外勤務手当を増額するものです。

○学校教育課長

続きまして、3目教育指導費につきましては、補正前の額から21万9千円 を減額し、補正後の額を6千752万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

育て八街っ子推進事業費21万9千円の減額は、行事の中止によるバス借り上げ料の減額です。

続きまして、38ページをご覧ください。

2項小学校費 2目教育振興費につきましては、補正前の額から103万7 千円を減額し、補正後の額を1億7千217万4千円にしようとするものです。 説明欄をご覧ください。

小学校教育振興費103万5千円の減額は、行事の中止によるバス借り上げ 料の減額です。

小学校児童援助奨励費100万1千円の減額は、決算見込額に基づき、特別 支援教育就学奨励費を減額するものです。

小学校 I C T環境整備事業費 9 9 万 9 千円の増額は、公立学校情報機器整備 事業補助金を活用し、電子黒板 3 台を購入するものです。

続きまして、3項中学校費 2目教育振興費につきましては、補正前の額から39万7千円を減額し、補正後の額を1億915万にしようとするものです。 説明欄をご覧ください。

中学校生徒援助奨励費 2 0 6 万 1 千円の減額は、決算見込額に基づき、要保護・準要保護生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を減額するものです。 3 9 ページをご覧ください。

中学校 I C T環境整備事業費 1 6 6 万 4 千円の増額は、公立学校情報機器整備事業補助金を活用し、電子黒板 5 台を購入するものです。

○教育総務課長

続きまして、4項 幼稚園費 1目 幼稚園費につきましては、補正前の額から449万2千円を減額し、補正後の額を1億9千718万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

子育てのための施設等利用給付事業費469万2千円の減額は、子育てのための施設等利用給付交付金の支出見込額に基づき、不用額を減額するものです。 次に、幼稚園諸費20万円の増額は、支出見込額に基づき、不足が見込まれる光熱水費を増額するものです。

○社会教育課長

続きまして、40ページをご覧ください。

5項 社会教育費 1目 社会教育総務費につきましてご説明いたします。 補正前の額から104万7千円を減額し、補正後の額を1億585万5千円 にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費10万円の減額は、職員手当等で時間外勤務手当の調整に伴う減額です。

次に、社会教育振興費62万4千円の減額は、7節 報償費で、20万円は、 各幼稚園、小学校、中学校で実施している「家庭教育学級」を対面での開催を 避け、オンラインでの動画配信したことによる講師謝礼等の減であります。

11節 役務費20万8千円は、新型コロナウイルス感染拡大防止から講演会等が中止になった事による、講師派遣手数料及び手話通訳料等の減が主なものであります。 41ページも併せてご覧ください。

次に青少年健全育成費32万3千円の減額は、7節報償費25万8千円は、 先ほど歳入でも説明しておりますが、市内5小学校で児童の安全・安心な居場 所を確保するため「放課後子ども教室」を開校しており、新型コロナウイルス 感染拡大防止から一時的に休校したことによる指導員謝礼等が主なものです。

次に、2目 公民館費についてご説明いたします。

補正前の額から225万9千円を減額し、補正後の額を6千511万2千円 にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

一般職人件費10万円の減額は、職員手当等で時間外勤務手当の調整に伴う減額です。

次に、中央公民館管理運営費139万7千円の減額は、7節 報償費78万8千円は、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場として使用していることから、主催学習講座を見直したことによる減であります。

12節 委託料34万7千円は、現在、ワクチン会場になっていることから、大会議室舞台照明の保守点検を見直した事による減であります。

42ページをご覧ください。

中央公民館整備事業費76万2千円の減額は、12節委託料で、事務室のある中棟、小・中会議室がある南棟のLED照明工事を施工するにあたり、設計

業務委託を実施する予定でしたが、ワクチン集団接種会場として使用しており、 大会議室のLED照明工事を延伸し、令和4年度予算に計上したことから、計 画の見直した事による減であります。

なお、この予算に関しては、来年度実施する予定で新年度予算に計上したと ころであります。

次に、4目 郷土資料館費についてご説明いたします。

補正前の額から13万4千円を減額し、補正後の額を172万8千円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

郷土資料館管理運営費13万4千円の減額は、11節 役務費で事務室を中央公民館に移転に伴って、財務会計等に伴うインターネット使用料が発生しないことによる減が主なものであります。

次に、5目 市史編さん費についてご説明いたします。

補正前の額から95万9千円を減額し、補正後の額を347万1千円にしようとするものです。43ページをご覧ください。

市史編さん費95万9千円の減額は、7節 報償費で市史編さん専門委員及 び協力員による活動について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活 動の一時停止による減が主なものであります。

○図書館長

続きまして42ページにもどります。

3目 図書館費につきましては、補正前の額から、37万8千円を減額し、補正後の額を、1億7千426万7千円にしようとするものです。 説明欄をご覧ください。

一般職人件費10万円の増額は、一般職職員の時間外手当の増額補正です。 図書館整備事業費47万8千円の減額は、委託料で、令和4年度に行う照明設備改修工事の実施設計業務が完了したことに伴う執行残額13万7千円の減額と、令和3年度に行った高天井照明及び非常灯改修工事の監理業務が完了したことに伴う執行残額34万1千円の減額補正です。

○学校教育課長

続きまして、43ページをご覧ください。6項保健体育費 2目学校保健費につきましては、補正前の額から1千730万6千円を減額し、補正後の額を4千194万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

学校保健管理費 1千731万6千円の減額は、決算見込額に基づき、不用額を減額するものです。

○学校給食センター所長

続きまして、5目 学校給食費は、補正前の額に10万円を追加し、補正後の額を6億1千150万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費10万円は、職員手当等を10万円増額しようとするもので、これは、時間勤務外手当について、これまでの執行状況から不足が見込まれるため、増額しようとするものです。

○学校教育課長

続きまして、第3表繰越明許費補正 1追加についてご説明します。

- 8ページをご覧ください。
- 9款教育費 2項小学校費 小学校ICT環境整備事業費999千円につきましては、財源となる公立学校情報機器整備事業補助金の交付決定が3月の予定であり、購入手続きが年度内に終了しないため、予算を繰越すものです。
- 3項中学校費 中学校 I C T 環境整備事業費 166万4千円につきまして も、小学校費と同様です。以上令和4年3月定例市議会に提出したことを報告 します。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。 <質疑等なし>

次に、第2号報告 学校給食用食材の放射性物質検査の廃止について事務局 の報告をお願いします。

○学校給食センター所長

第2号報告 八街市教育委員会は、学校給食用食材の放射性物質検査の廃止 について、別紙のとおり報告します。

資料は、22ページ及び別紙資料を併せてご覧ください。

学校給食センターでは、平成23年3月11日発生の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、一部の地域や品目によっては、食品に含まれる放射性物質が高い状況が続いていたことを受け、平成24年9月から学校給食用食材の放射性物質検査を実施してきました。

現在、原発事故から10年以上が経過しましたが、その間、国が定めた食品中の放射性物質の基準値を上回った食材はなく、放射性物質を原因として給食への使用を中止した食材はありません。

また、国内で一般に流通している食品は、国による出荷制限や都道府県による検査等により、放射性物質の量が基準値未満のものに限定されており、安全性が確保されております。

さらに、本市が独立行政法人国民生活センターから、唯一、借り受けている

放射性物質検査機器は、令和4年3月末以降、同センターへ返却予定であり、 市の直営による検査ができなくなります。

以上の理由から、令和3年度末をもって、学校給食用食材の放射性物質検査 を廃止しようとするものです。

なお、検査の廃止については、令和3年7月に開催しました学校給食センター運営委員会の了解を得ております。

また、検査廃止後におきましては、市ホームページに掲載中の「学校給食用食材の放射性物質検査を実施しています」のデータの更新を停止し、前記停止理由を掲載しますが、掲載・公表済みデータは削除せず、当面は閲覧可能な状態を維持することといたします。 以上、報告いたします。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。 <質疑等なし>

次に、第3号報告 八街市学校給食用物資納入業者登録要綱について事務局 の報告をお願いします。

○学校給食センター所長

第3号報告「八街市学校給食用物資納入業者登録要綱について」説明いたします。

資料は、議案資料の23ページと、第3号報告の別添資料になります。

本要綱の制定につきましては、令和3年11月定例会におきまして、同要綱を制定することについて、報告したところです。

11月の段階では、要綱の制定が最終的に決定され、告示が完了次第、再度、委員の皆様に報告することとしておりましたが、要綱の条文につきまして、11月に市の法令審査委員会の審査を受けた際、一部の事項について、更なる検討が必要との指摘があったため、さらに制度の内容及び関連する一連の事務の実施方法を精査し、1月に開催されました法令審査委員会におきまして、再度審査を受け、今般、別冊資料のとおり告示しました。

内容につきましては、法令審査委員会の指摘等を踏まえまして、前回お示し した条文を、一部変更または追加しておりますので、若干説明いたします。

別冊資料をご覧ください。

主な変更点は、1ページの下から3行目、第2条第6号におきまして、「市税等を滞納していないこと。」、また、2ページの上から8行目、第3条第1項第3号におきまして、「市税等の納税証明書又はこれに代わるもの」を、申請書への添付を義務付けることを、それぞれ追加しました。

次に、納入業者の登録を決定した場合、前の案では業者に通知することとし

ておりましたが、2ページ中段の第4条第1項のとおり、登録名簿に登載することとし、第2項でその名簿は一般の閲覧に供すること、第3項で登録の有効期間を2年間とすること、などを追加しました。

次に、下から4行目の第6条では、納入業者と市との間で協定書を取り交わ すことも追加しております。

条文の主な変更点は、以上のとおりで、資料の4ページから6ページは申請 書等の様式になります。

また、この度、告示方法も変更しました。

前回の報告時点におきましては、八街市の告示として告示する予定であった ため、市の告示後に定例会で報告する予定でおりましたが、今般、前述のとお り、さらに制度を精査した中で、当該事務が、学校給食センター管理運営規則 第9条に掲げる「賄材料の調達に関すること」に含まれる事務であることから、 申請書の提出は教育長あて、変更届などの提出は学校給食センター所長あてと し、教育委員会告示として告示すべきものと変更しました。

これにより、本来でしたら、本定例会に議案上程し、議決いただいた上で告示すべきものでしたが、令和4年4月から登録制度を運用するにあたり、制度の周知など、早急に関係事務に取りかかる必要がありましたので、八街市教育委員会行政組織規則 第9条の規定により、教育長の臨時代理により決定させていただき、2月1日付けで、教育委員会告示として告示しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

現在は、既に取引している業者向けに、登録制度の周知に着手した一方、市内業者に向けましては広報やちまた3月15日号で、市外業者に向けましては、市のホームページで周知する予定で、事務を進めております。

以上で、報告とさせていただきます。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

次に、第4号報告 八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について事務局の報告をお願いします。

○学校教育課長

第4号報告「八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一 部改正について」ご報告させていただきます。

八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年規則第17号)の別表中「発達障害支援アドバイザー」を「教育支援アドバイザー」に改めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課で雇用しております「発達障害支援アドバイザー」については、特別な支援を必要とする児童生徒に、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制を実施するために雇用しておりますが、障がいを受け入れていない保護者にとって名称に「発達障害」とあることは不信感に繋がる可能性があり、すべての児童・生徒に必要な支援をアドバイスする場合、支障をきたすことから「発達障害支援アドバイザー」を「教育支援アドバイザー」に名称を改めるものです。

施行日は、公布日であります令和4年1月25日からとなります。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。 <質疑等なし>

次に、第5号報告 八街市佐倉南高等学校定時制教育振興会補助金交付要綱 について事務局の報告をお願いします。

○教育総務課長

第5号報告「八街市佐倉南高等学校定時制教育振興会補助金交付要綱について」ご説明いたします。

資料の25ページ・26ページをご覧ください。

佐倉南高校が、県内で初めて、普通科がない午前、午後、夜間の三部制の定時制専門の高校として、令和4年4月1日に開校することとなりました。現在の佐倉東高校の定時制は、通学する生徒と一緒に、佐倉南高校が開校すると同時に、同校に移ることになっているため、現在の佐倉東高等学校定時制教育振興会も、来年度から佐倉南高等学校定時制教育振興会として、新たに定時制教育の振興を図ることになりました。これまで、定時制教育振興会の活動費は、関係市町からの補助金で賄われており、今後も、振興会が活動を継続して行くためには、関係市町からの補助金が不可欠となっております。

以上の理由から、今後も関係市町から振興会に活動費を補助するため、現在の八街市佐倉東高等学校定時制教育振興会補助金交付要綱と同じ内容の要綱を、「八街市佐倉南高等学校定時制教育振興会補助金交付要綱」として制定したものです。なお、施行期日については、佐倉南高校が開校する令和4年4月1日とし、同日をもって、従前の「八街市佐倉東高等学校定時制教育振興会補助金交付要綱」を廃止するものです。第5号報告についての説明は、以上です。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

ご質問がなければ本日の議題は終了といたします。

- 5. その他
- (1) 各課等からの伝達事項

○教育長

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。 閉会します。

教育長報告

令和4年1月25日~2月20日

日付	曜日	時間	場所	内 容			
1/25	火	13:30	八街市議会議場	令和3年度八街っ子夢議会			
1/26	水	14:00	大会議室(オンライン)	第3期八街市通学路交通安全対策連絡会議			
2/1	火	15:00	特別会議室	令和3年度第1回八街市総合教育会議打合せ			
2/2	水	10:00	特別会議室	令和3年度第1回八街市総合教育会議			
2/3	木	9:00	団体研修室	令和4年度八街市職員採用面接			
2/7	月	9:10	特別会議室	庁議			
"	"	13:30	教育長室	校長会打合せ			
"	"	16:00	第1会議室	部課長会議			
2/9	水	10:00	<i>II</i>	令和4年度八街市職員採用面接			
"	"	13:30	特別会議室(オンライン)	令和4年3月議会議案説明記者会見			
2/14	月	9:10	特別会議室	一般質問市長打合せ			
"	"	13:30	教育長室(オンライン)	校長会•教頭会			
2/15	火	10:00	八街市議会議場	本会議(令和4年3月議会開会)			
2/16	水	11:15	北総教育事務所別館	二次面接			
2/18	金	10:00	八街市議会議場	本会議(一般質問)			

前回議事録の承認について

令和4年1月24日第1回定例会議事録…別添のとおり